



マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

## マネジメントのための経営財務情報

第 642 号 この資料は全部お読みいただいて 2 分 30 秒です。

### 今回のテーマ： J-SOX 改正における留意点

昨年金融庁から公表されたいわゆる J-SOX 制度の全般的改正は、3 月決算上場会社では 2025 年 3 月期から適用されます。

#### 2007 年の J-SOX 制度導入から約 15 年ぶりの大改正とその背景

2023 年 4 月に金融庁より「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」の公表について（<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230407/20230407.html>）というプレスリリースが発表され、いわゆる J-SOX 基準が改正されました。

約 15 年ぶりに、J-SOX 基準が全般にわたり改正された背景は、以下の 2 点に要約されます。

- ① J-SOX 制度の実効性に関する懸念の高まり
- ② 経済社会の構造変化、リスクの複雑化等に伴う内部統制上の課題への対応

#### 主な改正内容の要約

今回の記事では、改正内容のうち、特に実務に関係が深く、実務的負担に影響する可能性のある評価範囲について 2 点を解説します。

##### 1) 「売上高等の概ね 3 分の 2」基準及び内部統制報告書への記載事項の変更点

従来、J-SOX の評価範囲を決定するにあたり、「売上高等の概ね 3 分の 2」や「売上、売掛金及び棚卸資産の 3 勘定」を基準に判定している実務があります。今回の改正では、J-SOX 制度の実効性を確保するために、当該基準の記載は残されつつ、これらを「機械的に適用すべきでない旨」が明確に追記されました。そして、評価範囲の選定に利用した指標と割合、勘定科目等について、「決定の判断事由を含めて」内部統制報告書に記載することが必要となり、評価範囲の検討時には、検討内容や検討過程も含めて十分に文書化することが重要となります。

##### 2) 長期間にわたり評価範囲外となっていた事業拠点等について

今回の改正では、「長期的に評価範囲外とされてきた事業拠点や業務プロセス」について、「評価範囲に含めることの必要性の有無を考慮」する必要があるとされています。つまり、改正後の基準では、小規模の事業拠点であっても、財務諸表リスクが高いと考えられる場合には、評価範囲に含める可能性を検討する必要があるため、規模に関わらず、各事業拠点の財務諸表リスクをよりしっかりと見極めなければならないと考えられます。

#### 今後の影響と見通し

今回の改正では、評価範囲の決定について、従来の形式的な基準を満たすだけでなく、企業の実態に合った判断が求められています。3 月決算の企業については、改正後の J-SOX 基準は 2025 年 3 月期より適用開始されています。もし、この改正の影響の十分な検討や、外部監査人との深度ある協議が行えていない懸念のある企業は、できるだけ速やかな対応をお勧めします。

#### お見逃しなく！

弊社グループでは、2025 年 3 月期以降新 J-SOX 基準がすでに適用されている各企業の動向に目を配りながら、同基準の適用準備を進めている企業が留意すべき情報を引き続き取りまとめまいります。今後、中長期的には、J-SOX 基準の更なる改正も予想されることから、J-SOX 制度及び J-SOX 実務に関する動向を定期的に情報発信してまいりますのでお見逃しなく。